

奈良県告示第百八十三号

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例（平成十六年十二月奈良県条例第九号）第三条第五項の規定により、指定した土地の区域を次のとおり変更した。

なお、関係書類を、奈良県土木マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課及び当該市町村の区域を所管する土木事務所並びに当該市町村の関係課において縦覧に供する。

令和二年八月十一日

奈良県知事 荒井正吾

市町村	土地の区域
明日香	大字川原及び大字野口の各一部。ただし、都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例施行規則（平成十六年十二月奈良県規則第二十三号）第三条第四号に掲げるものを除く。